

「各教科の指導法」を含む授業科目の履修の注意点

※本お知らせは、小学校・中学校・高等学校教諭免許状取得予定者で、本学で「各教科の指導法」を含む授業科目（対象科目は後掲の「表1」参照）を履修中あるいは履修予定の19・20カリキュラムの学生のうち、下記のA・Bのいずれかに該当する方を対象としています。該当する方は、後掲の対応するお知らせをご確認のうえ、案内のとおりご対応をお願いいたします。

類型	内容
A	2022年度に対象科目を再履修制度を利用して履修する4月生（正科生のみ） ※上記の年度は、4月～翌年3月の4月生としての年度を指す。
B	2021年度に対象科目を履修（再履修制度を利用した履修含む）する10月生 ※上記の年度は、10月～翌年9月の10月生としての年度を指す。

（参考）

再履修制度は、正科生が、新規で履修登録した科目を当該年度に単位修得できなかった場合に、当該年度の翌年度にかぎって学修履歴を引き継いで履修することができる制度です。

先般、文部科学省より教育職員免許法施行規則等の一部改正について通知（令和3年8月4日文部科学省総合教育政策局長通知）があり、Society5.0時代にふさわしい教員養成に向けて速やかな制度改正等の必要性に迫られたことにより、教員免許状の授与にあたって、2022年4月より「各教科の指導法」の事項について、原則、「情報通信技術の活用を含む」内容として修得することが義務づけられました。

そこで、本学では2022年4月より、小学校・中学校・高等学校教諭免許状の下記科目について、「情報通信技術の活用を含む」内容の科目として開講いたします。

表1

対象となる免許状の校種・教科	対象科目（19・20カリキュラム）
小学校教諭免許状	「初等教科教育法（国語）」、「初等教科教育法（社会）」、「初等教科教育法（算数）」、「初等教科教育法（理科）」、「初等教科教育法（生活）」、「初等教科教育法（音楽）」、「初等教科教育法（図画工作）」、「初等教科教育法（家庭）」、「初等教科教育法（体育）」、「初等教科教育法（外国語）」
中学校教諭免許状（社会）	「社会科公民科指導法Ⅰ」、「社会科公民科指導法Ⅱ」、「社会科公民科指導法Ⅲ」、「社会科公民科指導法Ⅳ」

中学校教諭免許状（保健体育）	「保健体育科指導法Ⅰ」、「保健体育科指導法Ⅱ」、 「保健体育科指導法Ⅲ」、「保健体育科指導法Ⅳ」
中学校教諭免許状（英語）	「英語科指導法Ⅰ」、「英語科指導法Ⅱ」、「英語科指導法Ⅲ」、 「英語科指導法Ⅳ」
高等学校教諭免許状（地理歴史）	「地理歴史科指導法Ⅰ」、「地理歴史科指導法Ⅱ」
高等学校教諭免許状（公民）	「社会科公民科指導法Ⅰ」、「社会科公民科指導法Ⅱ」、 「社会科公民科指導法Ⅲ」、「社会科公民科指導法Ⅳ」
高等学校教諭免許状（保健体育）	「保健体育科指導法Ⅰ」、「保健体育科指導法Ⅱ」、 「保健体育科指導法Ⅲ」、「保健体育科指導法Ⅳ」
高等学校教諭免許状（英語）	「英語科指導法Ⅰ」、「英語科指導法Ⅱ」、「英語科指導法Ⅲ」、 「英語科指導法Ⅳ」

それに伴い、冒頭の A・B のいずれかに該当する方は、下記の「表 2」の対応する欄をご確認のうえ、案内のとおりご対応をお願いいたします。

表 2

対象者	必要なご対応
A：2022 年度に対象科目を再履修制度を利用して履修する 4 月生（正科生のみ）	<u>2022 年度の再履修としての学修は、2022 年度のシラバス・学修指導書に基づいて行う。</u> ※上記の年度は、4 月～翌年 3 月の 4 月生としての年度を指す。
B：2021 年度に対象科目を履修（再履修制度を利用した履修含む）する 10 月生	<u>2021 年度の学修（再履修含む）は、2021 年度のシラバス・学修指導書に基づいて行う。</u> ※上記の年度は、10 月～翌年 9 月の 10 月生としての年度を指す。 <u>※2022 年 4 月以降に対象科目を履修登録する場合は、2022 年度のシラバス・学修指導書に基づいて学修する必要がある。</u> ※2022 年度（10 月～翌年 9 月の 10 月生としての年度）に対象科目を再履修制度を利用して履修する場合（正科生のみ）、2022 年度の学修は 2022 年度のシラバス・学修指導書に基づいて行う必要がある。

以上